



## Washington D.C. Political and Economic Report

Masaharu Takenaka 竹中 正治

ワシントン駐在員事務所 所長

(202)463-0477, [mtakenaka@us.mufg.jp](mailto:mtakenaka@us.mufg.jp)

2006年6月22日

ワシントン情報 (2006 / No.040)

### 米国の集団訴訟ビジネスと法律事務所の不正行為容疑

企業を相手取った民事訴訟は、米国ビジネスに年間 1700 億ドル以上（約 20 兆円）のコストをもたらしていると言われ、その多くは集団訴訟によるものである。今年 5 月、集団訴訟で有名な大手法律事務所弁護士の詐欺・陰謀容疑が発覚し、話題を呼んでいる。連邦議会は昨年 2 月、集団訴訟制度が企業活動にもたらす弊害是正を目的に、集団訴訟制度の改革法案（Class Action Fairness Act）を成立させたが、その是正効果は疑問視されている。

#### 【集団訴訟弁護士と事務所に対する起訴】

ロサンゼルス連邦大陪審は先月 18 日、裏金を払って原告に集団訴訟を起こすように仕向けたとして、大手法律事務所の Milberg Weiss Bershad & Schulman（以下 Milberg）、及びパートナー弁護士 2 名を詐欺・陰謀を始めとする罪で起訴した。起訴状によると、同法律事務所、及びパートナー弁護士の David Bershad 氏、Steven Schulman 氏は過去 20 年以上にわたり、集団訴訟で原告弁護団（lead counsel）としての地位を獲得するために、原告らに合計 11.3 百万ドルもの裏金を提供してきたという。同法律事務所とこの弁護士 2 名は、陰謀、ゆすり、司法妨害、郵便詐欺、資金洗浄、税金虚偽申告などの 20 件の容疑で起訴された。

本件に関わったニュージャージーのモゲージ・ブローカーは、1991-2005 年の間に行われた 40 件ほどの集団訴訟で、自分あるいは家族が原告になる見返りとして Milberg 所属弁護士から合計 2.5 万ドルの裏金を受け取ったことを認めている。またフロリダの元弁護士は 1981-2004 年の間に Milberg が受け持った 70 件もの集団訴訟で、自身や家族が主要原告として合計 2.4 百万ドルの裏金を受け取り、これらの集団訴訟を通じて Milberg は 216 百万ドル（2.5 億円）もの報酬を得たという。更に起訴状によると、Milberg は企業の株価が下落するのを見越してこれらの協力者に株式を購入させ、株主集団訴訟に主要原告として立たせる準備をした。

米司法当局は Milberg の集団訴訟スキャンダルの捜査を 1999 年に開始し、数々の疑惑をもとに同法律事務所に幾度も警告を発していた。司法当局は当初、同事務所との遅延執行合意（deferred-prosecution agreement）のもとで、同法律事務所に 40 百万ドル（4.6 億円）の罰金を課す他、弁護士・依頼者間の秘匿特権の放棄などの条件を提示した。ところが、同法律事務所がこの条件を拒否したことから起訴に踏み切った。

Milberg は全米でも集団訴訟で有名な大手法律事務所のひとつで、同法律事務所が過去数十年の間に集団訴訟で得た金額は 450 億ドル（5.2 兆円！）以上といわれる。特に投資家を代表し



た集団訴訟で力を発揮しており、最近では 2004-05 年の間に約 90 件で和解、15 億ドルの和解金を獲得している。同法律事務所は現在も数多くの集団訴訟を受け持っており、今回の起訴を受けてこれらの係争中の集団訴訟の展開がどのような影響を受けるか注目される。

起訴を受けて、Milberg はあくまでも法律事務所がこのような疑惑に組織的に関与していることを否定、一部の弁護士に対する疑惑をもとに、法律事務所の従業員や顧客まで罰するべきではないと主張。同法律事務所創設者の Melvyn Weiss 氏（今回は不起訴）は、「我々は消費者や投資家の擁護者であり、腐敗企業の犠牲者が正義を得るべく、裁判所へのアクセスを提供している」として、法廷で無実を証明する姿勢を見せている。しかし集団訴訟弁護士が裏金を払って原告を立てていたとなれば、明らかな違法行為である。本件では、原告として裏金を受け取った少なくとも上述の 2 名は、すでに司法取引で有罪を認めている。

### 【米国の集団訴訟制度の問題点と法改正】

米国の集団訴訟システムは、消費者、株主、従業員などが企業活動によって何らかの被害を被った場合に、訴訟弁護士が少数の被害者を原告として立て、企業を相手取って訴訟を起こす仕組みである。訴訟弁護士は実害を受けた原告の他に、実害の有無にかかわらず「被害を受けた可能性のある人」を募って原告団を結成し、巨額の補償金を要求する。この際、原告側弁護士は連邦裁判所よりも、地元住民に同情的な判決を下す傾向の強い州裁判所を選好し、原告側に有利な判決を下す可能性の高い州裁判所、州裁判官を選んで、訴訟を起こす州を「ショッピング」できる。

このシステムの下では、①実害の有無に関わらず「潜在的な被害者」全体を対象とするため、損害賠償額は巨額に上る、②原告側弁護士が成功報酬ベースで高額な報酬を得られることが弁護士にとって集団訴訟を起こす過剰なインセンティブとなっている、など問題が指摘されてきた。また、弁護士の報酬が巨額になる一方で、損害賠償額は多数の原告人の間で平等分割されるため、被害者ひとりひとりに渡る金額は微々たる額になる。集団訴訟件数の増加で、集団訴訟は企業に多大なコストをもたらすようになり、近年において連邦議会では集団訴訟を規制する動きが活発化した。

このような動きを受けて連邦議会は昨年 2 月、Class Action Fairness Act を可決し、集団訴訟システム改革に乗り出した。同法は集団訴訟における法的管轄を再定義することによって、原告側による州裁判所の「ショッピング」を制限し、より多くの集団訴訟を連邦裁判所に持ち込む内容となった。しかし、同法の成立は上に述べた集団訴訟制度の諸問題点の抜本的な解決にはなっていない。連邦裁判所で扱われることが定められた大型集団訴訟でも、原告を分割するなどして州裁判所に持ち込む手口も可能である。

### 【Milberg 事件：法的手段を悪用した企業ゆすり】

証券分野における集団訴訟では、株価が下落した企業を相手取り、不正会計などの疑惑で訴えるケースが多い。企業は通常、法廷で争うのを嫌い、和解によりことを収めようとする傾向がある。Milberg の弁護士に対する疑惑が事実であるなら、法的手段を悪用したゆすりとも言える。上述のように、集団訴訟では原告は損害賠償金を分割するため、原告にはわずかな



金額しか渡らない。その一方で原告側の弁護士の報酬は、勝ち取った金額の数%から高い場合は 40%前後となるため、巨額の報酬を得ることが出来る。

Milberg はウォールストリートの複数の投資銀行が 1999 年と 2000 年の新規公開株の上場で、ハイテク企業と共謀して株価をつり上げたとして集団訴訟を起こし、すでに 14 億ドルの和解金を獲得している。本件に関する一連のケースでは、弁護士の報酬ばかりが膨らむ内容の和解条件に原告団が反対するなど、集団訴訟の醜い実態が明らかとなっている。まだ和解に至っていないケースもあり、Milberg に対する起訴がどのような影響をもたらすのか注目される。

一方で Milberg は不正な節税商品を売ったとして、投資家を代表して、会計事務所 KPMG と法律事務所 Sidley Austin Brown & Wood を相手取った集団訴訟を起こしている。KPMG と同法律事務所は昨年 10 月、195 百万ドルを原告団に 30 百万ドルを弁護団の Milberg に支払うことで合意したが、今回の起訴は本件にも影響を与えることが予想される。また同事務所は、2005 年にはゼネラル・モーターズ (GM)、ブロックバスターズ (ビデオレンタル) を含む多数の企業を相手取って 75 件の集団訴訟を開始。証券関連の集団訴訟では 637 百万ドルの和解金を獲得した。

今回の起訴を受けて、係争中の集団訴訟を巡っては Milberg は弁護団からはずされる方向に向かいつつあるが、同じように集団訴訟を引き受ける法律事務所は他にいくらかもある。仮にこれらの弁護士が有罪判決を受けたとしても、原告側法律事務所に過度なインセンティブが付与されている現在の集団訴訟制度自体が修正されない限り、過剰な集団訴訟の引き起こす経済コストと「訴訟弁護士天国」米国の問題は改善しないであろう。

(担当：松村詩子)

(e-mail address : [umatsumura@us.muftg.jp](mailto:umatsumura@us.muftg.jp))

以下の当行ホームページで過去20件のレポートがご覧になれます。

<https://reports.us.bk.muftg.jp/portal/site/menuitem.bd427fa51df4c80526345b1035ca16a0/>

本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。意見、判断の記述は現時点における当駐在所長の見解に基づくものです。本レポートの提供する情報の利用に関しては、利用者の責任においてご判断願います。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。

本レポートのE-mailによる直接の配信ご希望の場合は、当駐在所長、あるいは担当者にご連絡ください。